

群馬工業高等専門学校におけるいじめ防止基本方針

平成 26 年 7 月 16 日制定

最終改正 平成 29 年 7 月 6 日

群馬工業高等専門学校(以下「本校」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 70 号)、いじめの防止等のための基本的な方針(平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定)、及びこれらにのっとり策定された独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー(平成 26 年 3 月 27 日独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定)を踏まえ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定める。

(用語の定義)

- 第 1 この基本方針において、「いじめ」とは、学生に対して、当該学生が在籍する学校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この基本方針において、「いじめの防止等」とは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

(基本理念)

- 第 2 本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるに当たって、いじめが学校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨とする。また、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めることを旨として行う。

(いじめの禁止)

- 第 3 学生は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

- 第 4 本校及び本校教職員は、基本方針にのっとり、本校に在籍する学生の保護者、県教育委員会等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適

切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(いじめの防止のための対策)

第5 いじめの防止のため、次に掲げる対策を講じるものとする。

- ① 人権意識を高めるとともに、自己肯定感や社会性、共感的人間関係を育成するための指導を行う。
- ② 学生の自主的な取組を推進・支援する。

(早期発見のための対策)

第6 いじめの早期発見のため、次に掲げる対策を講じるものとする。

- ① 教職員は、日頃からいじめの兆候を見逃さないよう心がける。
- ② いじめに関する定期的な調査を行うとともに、学生が相談しやすい体制作りに努める。

(いじめが発生した場合の対策)

第7 いじめが発生した(疑いを含む。以下同じ。)場合については、次に掲げる対策を講じるものとする。

- ① 教職員がいじめを発見した、又は、いじめが発生したとの通報を学生等から受けた場合は、学校として、迅速に事実関係を把握し、それに基づいた適切な措置を講じる。各教職員は、問題を抱え込まず、組織的な対応に努める。
- ② いじめを受けた学生の教育を受ける権利等の擁護を図り、当該学生に寄り添う体制づくりに努めるとともに、教育的配慮の下、いじめを行った学生を指導する。
- ③ 事実関係の把握に当たっては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を尊重しつつ、秘密保持を厳重に行う。

(インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策について)

第8 インターネットを通じて行われるいじめの防止等のため、次に掲げる対策を講じるものとする。

- ① インターネット利活用に関するモラル教育を継続して実施する。
- ② インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除するよう指導するとともに、必要に応じ、対応について地方法務局や警察の協力を求める。

(学校内の組織)

第9 いじめの防止等のための対策については、いじめ防止等委員会が、厚生補導委員会、寮務委員会及び学生相談室と連携を図りつつ、これに当たる。

(対策を講じるに当たっての留意事項)

第 10 いじめの防止等のための対策を講じるに当たっては、教職員間の情報共有に努めるとともに、保護者や関係機関との連携を密にする。

(研修等の実施)

第 11 いじめ問題に対する理解を深め、いじめの防止等のための対策を効果的に進めるため、教職員を対象にした研修等を実施する。

(いじめの防止等対応マニュアルの策定)

第 12 本基本方針を踏まえた、いじめの防止等のための対策を講じるに当たり、別にいじめの防止等対応マニュアルを定める。

(基本方針及び基本方針を踏まえたいじめの防止等のための対策の検証)

第 13 基本方針及び基本方針を踏まえたいじめの防止等のための対策については、いじめ防止等委員会を中心に不断に検証に努め、必要に応じ見直しを行う。

(基本方針の周知)

第 14 基本方針については、教職員及び学生、保護者等に周知する。